

## (参考) 主な改正点



(はじめに)

- 1 保険料水準の統一に向け、策定目的を一部改正
- 3 対象期間の更新(R6.4.1～R12.3.31の6年間)
- 4 全体目標・重点課題の追加

(第1章)

- 1 医療費の見通しを更新(現時点では暫定的な記載)

※実際は、次期熊本県における医療費の見通しに関する計画において推計した見通しを  
記載

- 2 赤字削減・解消計画に係る目標年度設定基準の変更など

(改正前:5年以内 → 改正後:保険料水準の統一前のR11年度まで)

(第2章)

- 1 保険料水準の統一に向けた取組・ロードマップを追加
- 3 激変緩和措置の終了に向けた段階的な対象縮小の過程を記載

(第3章)

- 1 収納率に加え、口座振替世帯割合に係る目標を市町村が設定

(第4章)

- 3 国保法改正を踏まえた第三者行為求償事務の取組強化に係る協議実施を追記
- 4 高額療養費の支給簡素化及び高額療養費支給申請時の領収書確認省略の必要性に係る検討実施を追記

(第5章)

5・6 後発医薬品の使用促進等及び重複・多剤服薬者等訪問指導を取組みに追加(改正前は現状のみ記載)

※次期熊本県における医療費の見通しに関する計画に盛り込まれる取組内容を踏まえ、項目や記載内容を修正する可能性あり

(第6章)

1 市町村による国保標準準拠システム導入期限の目標を明記(R7年度末まで)

「資格確認書」及び「特別療養費の支給に変更する旨の事前通知」に係る取扱要綱の策定を追加